

情 個 審 第 2 3 号
令和4年9月27日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会
委員長 古屋 等

行政文書不開示決定に対する審査請求について（答申）

令和3年6月22日付け技革諮問第1号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「特定の採石業者に対する県の指導等の内容に係る法的根拠」等不開示決定に係る審査請求事案

(情報公開諮問第190号)
(情報公開答申第168号)

第1 審査会の結論

- 1 令和2年6月30日付け産政指令第9-2号で行った不開示決定、令和2年9月30日付け産政指令第16号で行った不開示決定、令和3年1月4日付け産政指令第30号で行った不開示決定及び同日付け産政指令第31号で行った不開示決定（存否応答拒否）は、妥当である。
- 2 令和2年10月21日付け産政指令第21号で行った不開示決定は、これを取り消し、審査請求人に対して、当該開示請求に係る行政文書の趣旨を確認した上で、改めて対象文書を特定し、開示決定又は不開示決定をすべきである。

第2 諮問事案の概要

- 1 令和元年12月13日付けの開示請求について

(1) 行政文書の開示請求

令和元年12月13日、審査請求人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、次のとおり行政文書の開示を請求（以下「本件開示請求1」という。）した。「業者名「〇〇〇〇（〇〇〇〇）」による計画採取地（茨城県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇）において茨城県が〇〇市管理道の封鎖（産政指令第〇〇号「採取計画認可申請書（「転落防止設備等配置図」における「①立入禁止措置（〇〇設置）」「②立入禁止措置（〇〇〇〇及び〇〇〇〇）」）を業者に指示・許可できる法的根拠（法令及び条文）」

(2) 実施機関の決定及び通知

ア 令和2年2月14日、実施機関は、本件開示請求1に係る行政文書について、採石法（昭和25年法律第291号）第34条の6の条文を特定した上で、開示決定（以下「旧処分」という。）を行い、同日付け産政指令第28号により、審査請求人に通知した。

イ 令和2年5月15日、審査請求人は、担当課から交付があった文書の中には、交付を求めた文書がなく、また、不開示にした説明もなかったとして、本件開示請求1に係る行政文書を速やかに交付することを求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「旧審査請求」という。）を提起した。

ウ 令和2年6月30日、実施機関は、旧処分の取消しを決定し、同日付け産政指令第9-1号により、審査請求人に通知した。

エ 令和2年6月30日、実施機関は、県が〇〇市管理道路（以下「市道」

という。)の封鎖を業者に指示又は許可することができる法的根拠はなく、当該文書は存在しないとして、本件開示請求1に係る行政文書が存在しないことを理由に、不開示決定(以下「本件処分1」という。)を行い、同日付け産政指令第9-2号により、審査請求人に通知した。

(3) 審査請求

令和2年7月29日、審査請求人は、本件処分1の取消し及び本件開示請求1に係る行政文書の開示を求めて、法第2条の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求(以下「本件審査請求1」という。)を行った。

2 令和2年9月17日付けの開示請求について

(1) 行政文書の開示請求

令和2年9月17日、審査請求人は、条例第5条の規定に基づき、次のとおり行政文書の開示を請求(以下「本件開示請求2」という。)した。「業者名「〇〇〇〇(〇〇〇〇)」による計画採取地(茨城県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇)の採取計画変更認可申請書、採取計画変更届書、変更届書及びそれに付随する茨城県による調査報告書」

(2) 実施機関の決定及び通知

令和2年9月30日、実施機関は、〇〇〇〇(以下「本件事業者」という。)から、上記(1)の土地に存する岩石採取場(以下「本件岩石採取場」という。)について、「採取計画変更認可申請書」、「採取計画変更届書」及び「変更届書」(以下「採取計画変更認可申請書等」という。)の提出は受けておらず、それらの提出に付随する調査も行っていないことから、本件開示請求2に係る行政文書が存在しないとして、不開示決定(以下「本件処分2」という。)を行い、令和2年9月30日付け産政指令第16号により、審査請求人に通知した。

(3) 審査請求

令和2年11月27日、審査請求人は、本件処分2の取消し及び本件開示請求2に係る行政文書の開示を求めて、法第2条の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求(以下「本件審査請求2」という。)を行った。

3 令和2年10月5日付けの開示請求について

(1) 行政文書の開示請求

令和2年10月5日、審査請求人は、条例第5条の規定に基づき、次のとおり行政文書の開示を請求(以下「本件開示請求3」という。)した。「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け質問書(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け産政指令第〇〇号及び平成〇〇年〇〇月〇〇日付け産政指令第〇〇号に係

る被害について) 」に対する〇〇〇〇産業政策課課長からの令和〇年〇〇月〇〇日付け「〇〇〇〇」の4つめの〇の回答にある「十分に対応できていません」という現況でも認可地として条件を満たすことのできる法的根拠を示す文書(法令、条文等) 」

(2) 実施機関の決定及び通知

令和2年10月21日、実施機関は、本件開示請求3に係る文書として保有している文書は、法令等の逐条解説等であって、書籍であることから、条例第2条第2項ただし書に該当し、行政文書に該当しないとして、不開示決定(以下「本件処分3」という。)を行い、同日付け産政指令第21号により、審査請求人に通知した。

(3) 審査請求

令和2年11月27日、審査請求人は、本件処分3の取消し及び本件開示請求3に係る行政文書の開示を求めて、法第2条の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求(以下「本件審査請求3」という。)を行った。

4 令和2年12月11日付けの開示請求について

(1) 行政文書の開示請求

令和2年12月11日、審査請求人は、条例第5条の規定に基づき、次のとおり行政文書の開示を請求(以下「本件開示請求4」という。)した。
「〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇番地で行われた違法岩石採取に係る令和〇年〇〇月〇〇日付け「行政指導の求め」申出書への対応結果」

(2) 実施機関の決定及び通知

令和3年1月4日、実施機関は、本件開示請求4に係る行政文書は、当該申出書の提出があった日から本件開示請求4があった日までに作成又は取得していないため存在しないとして、不開示決定(以下「本件処分4」という。)を行い、同日付け産政指令第30号により、審査請求人に通知した。

(3) 審査請求

令和3年1月12日、審査請求人は、本件処分4の取消し及び本件開示請求4に係る行政文書の開示を求めて、法第2条の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求(以下「本件審査請求4」という。)を行った。

5 令和2年12月11日付けの開示請求について

(1) 行政文書の開示請求

令和2年12月11日、審査請求人は、条例第5条の規定に基づき、次のとおり行政文書の開示を請求(以下「本件開示請求5」という。)した。

「茨城県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で行われている岩石採取計画に係る令和〇年〇〇月〇〇日付け「処分の求め」申出書への対応結果」

(2) 実施機関の決定及び通知

令和3年1月4日、実施機関は、本件開示請求5に係る行政文書の存否を答えること自体が、法人又は事業を営む個人にとって不利益となる情報の有無を開示することとなり、条例第7条第3号アの規定により不開示とすべき情報を開示することになるので存否を答えることはできないが、仮に存在するとしても、同号アの規定により不開示になる文書であるとして、条例第10条の規定により、その存否を明らかにしないで不開示決定（以下「本件処分5」という。）を行い、同日付け産政指令第31号により、審査請求人に通知した。

(3) 審査請求

令和3年1月12日、審査請求人は、本件処分5の取消し及び本件開示請求5に係る行政文書の開示を求めて、法第2条の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求5」という。）を行った。

6 審理の併合

令和3年3月19日、実施機関は、法第39条に基づき、本件審査請求1ないし本件審査請求5に係る審理手続を併合した。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分1ないし本件処分5を取り消すとの裁決を求めるとともに、再度、内容を精査し、適切な内容の文書の交付を求める。

2 審査請求の理由等

本件審査請求1ないし本件審査請求5における審査請求人の審査請求書及び反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件審査請求1について

ア 審査請求書における主張について

本件処分1の理由は、「県が〇〇市管理道の封鎖を業者に指示・許可できる法的根拠はないため、当該文書は存在しない」とされているが、実施機関は、本件事業者に対して、市道の封鎖について指示・許可をし、現在も審査請求人への被害が継続している。

当該文書が存在しないとすると、道路交通法（昭和35年法律第105号）第76条、採石法第1条及び第33条の規定に反しており、違法

である。

イ 反論書における主張について

(ア) 実施機関は、「県が〇〇〇〇に指導したのは、災害防止を目的とした採石場への侵入防止措置であって、〇〇市管理道路の封鎖ではなく」と主張しているが、実施機関は、本件事業者に対して、本件岩石採取場への侵入防止を目的として、市道の封鎖を指示・許可しているため、当該文書は保有していなければならない。

(イ) 市道の封鎖について、本件事業者が県から許可を得た上で行っていること、当時の実施機関の担当者が「県で許可を出した」旨発言していること、県が当該許可について市の許可を受けないまま実施したことを確認している。

(ウ) 実施機関の担当課長からの回答において、担当課が市道の封鎖を指示・許可していない旨の弁明はなされていない。

(エ) 市道の封鎖を許可した当時の実施機関の担当者は、明確な根拠の回答ができなかったが、担当者が替わった令和〇年度から、災害防止を目的とした採石場への侵入防止措置であって、市道の封鎖ではない旨の回答をするようになった。

おそらく、令和2年度の担当者は、前任の担当者が許可を出した事実を認識していないからだと思われるが、この回答は事実を反している。

(オ) 実施機関の弁明書の内容は、条例第1条、第7条及び第33条並びに道路交通法第76条の規定に反し、本件処分1は違法である。

(カ) 以上の理由により、本件処分1を取り消す旨の裁決を求めるとともに、再度、内容を精査し、適切な内容の文書の交付を求める。

(2) 本件審査請求2について

ア 審査請求書における主張について

(ア) 本件岩石採取場に係る採取計画（以下「本件採取計画」という。）は、立入禁止措置（〇〇、〇〇〇〇及び〇〇）が不法であるばかりでなく、採石法第33条の2第3号及び第4号の規定に係る問題がある計画であり、同法第33条の4の認可の基準を満たしていないため、本件岩石採取場は、同法第33条の8の遵守義務規定により、認可基準を満たしていない本件採取計画に従って岩石の採取が行われていることになる。

(イ) 本件採取計画における不法な立入禁止措置により、審査請求人が所有地に進入できないという財産への危害が継続しているばかりでなく、本件岩石採取場では、採石法第33条の2第4号の岩石の採取に伴う

災害の防止のための方法及び施設に関する事項を計画しないまま、岩石の採取が行われていることになる。

(ウ) このため、実施機関は、採石法第33条の9の規定により、本件採取計画を変更すべきことを命じなければならないところ、上記第2の2(2)のとおり、文書を取得又は作成しておらず、存在しないという理由で本件処分2を行ったとすれば、当該規定に基づく不作為を自ら認めていることになる。

この場合、実施機関は、本件採取計画を変更すべきことを命じなければならないが、不作為があってはならない。

(エ) 本件岩石採取場における平成〇〇年以降の違法な採取については、実施機関の担当課による不十分な指導や特別な裁量によって認可されるようなことがあってはならず、本件岩石採取場において岩石の採取を行うためには、本件開示請求2に係る行政文書が必要であり、存在しないのであれば、採石法第33条の2、第33条の4、第33条の5及び第33条の9の規定に反し、違法である。

(オ) 以上の理由により、本件処分2を取り消す旨の裁決を求めるとともに、再度、内容を精査し、適切な内容の文書の交付を求める。

イ 反論書における主張について

実施機関が、本件採取計画の変更を命じていないとすると、対象文書を作成・取得していないという点について、「行政機関が文書を作成・取得すべきであったにもかかわらず、しなかったことは問題である」と指摘している他の答申の内容に反する重大な不作為となる。

(3) 本件審査請求3について

ア 審査請求書における主張について

(ア) 条例第2条第2項は、一般に容易に入手又は利用が可能なものについては、開示請求の対象とする必要がないため、定められた規定である。

また、資料の公表など、行政機関が情報提供を行っているものについては、同項に該当しない。

よって、本件開示請求3に係る行政文書は開示請求の対象である。

(イ) 担当課は、令和2年2月14日付け産政指令第28号において、審査請求人に対して、「当課が所管している法令」として、採石法の条文について開示決定し、開示を実施している。

その後、当該開示決定は取り消され、不開示となったが、その理由は、県が市道の封鎖を業者に指示・許可できる法的根拠はないため、当該文書は存在しないからであって、本件処分3の不開示理由とは異

なる。

(ウ) 担当課は、本件開示請求 3 の内容について、法令・条文について教示するなど、開示請求によらない対応も可能なはずであるが、それすら実施しようとしめない。

(エ) 担当課は、「十分に対応できておりません」という状況であっても、認可の条件を満たしていると判断することができる法的根拠をもたないまま、本件岩石採取場を認可することで被害をもたらしてはならないし、その事実を隠蔽してはならない。

(オ) 本件処分 3 は、条例第 1 条、第 2 条第 2 項、第 3 条及び第 7 条の規定に反し、違法である。

(カ) 以上の理由により、本件処分 3 を取り消す旨の裁決を求めるとともに、再度、内容を精査し、適切な内容の文書の交付を求める。

イ 反論書における主張について

(ア) 審査請求人が開示を求めているのは、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの質問書に対して、産業政策課長が、令和〇年〇〇月〇〇日付けで送付した回答書における「〇〇〇〇〇〇」の 4 つ目の回答において、「十分に対応できていません」と回答した状況であっても、認可の条件を満たしていると判断することができる法的根拠を示す文書（法令、条文等）であって、「逐条解説採石法 編集：資源エネルギー庁長官官房鉱業課」という書籍の開示を求めているわけではない。

(イ) 採石法第 3 3 条の 8 において、採石業者は、採取計画に従って岩石の採取を行わなければならない旨規定されており、また、採石業者が、採取計画どおりに採取を行うことができない場合には、都道府県知事は、同法第 3 3 条の 1 2 の規定に従わなければならない。

(ウ) 当該書籍は、出版元において在庫がなく、茨城県立図書館は令和 3 年 6 月まで閉館しており、審査請求人は容易にその内容を知ることができないため、当該法的根拠が、当該書籍に記載されているとは考えられない。

(4) 本件審査請求 4 について

ア 審査請求書における主張について

(ア) 茨城県行政手続条例（平成 7 年茨城県条例第 5 号）第 3 4 条の 4 には、「申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分をしなければならない」とある。

(イ) 担当課は、審査請求人に対し、「「行政指導の求め」申出書」（以下「本件行政指導申出書」という。）により申出を受けた対応の結果については、面会により伝えるので、来庁できる候補日の連絡を求め

る旨、また、連絡がない場合には、対応の結果の通知は不要であるものとみなす旨の連絡をしてきているので、本件開示請求4に係る行政文書は存在しているはずである。

(ウ) 本件処分4の理由のとおりだとすると、対応結果に係る文書を作成しないまま、審査請求人を県庁へ呼びつけたことになるが、そのようなことは常識的に考えられず、当該文書は存在していなければならない。

(エ) 本件処分4は、条例第1条、第3条及び第7条の規定に反しており、違法である。

(オ) 以上の理由により、本件処分4を取り消す旨の裁決を求めるとともに、再度、内容を精査し、適切な内容の文書の交付を求める。

イ 反論書における主張について

弁明書の記載から、実施機関が、本件開示請求4に係る行政文書は存在しないとして、本件行政指導申出書に係る対応が不作為であることを認めているため、反論はない。実施機関は、不作為の状態であるのに、県民を安直に呼び出さないでほしい。

(5) 本件審査請求5について

ア 審査請求書における主張について

(ア) 公開による聴聞制度が定められている行政処分については、条例第7条第3号アに該当しない。

公開による聴聞制度は、公平かつ公正な審理を担保するための制度であり、それに付随する効果として、何人も、いかなる法令違反により行政処分が検討されつつあるのかについて知り得る立場を保障するものである。採石法第34条の4により、公開による聴聞制度が定められているため、今回の行政処分が公にされることは、受忍すべき範囲内のものである。

(イ) 採石法第34条の4において、「当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない」と規定されており、当該処分に係る利害関係人である審査請求人に対して、本件開示請求5に係る内容を不開示にすることはできない。

(ウ) 本件採取計画は、担当課による不正な手段によって認可されたものであり、本件採取計画における立入禁止措置(〇〇設置、〇〇〇〇及び〇〇)は、担当課が本件事業者に対して不法に指示・許可をして、市道上に設置させたもので、道路交通法第76条に違反している。

不正な手段を行ったのは担当課であるから、条例第7条第3号アには当たらない。むしろ、採石業者が他の理由により行政処分を受けていた場合、採石業者の名誉回復につながる。

(エ) 不正な手段による立入禁止措置により、進入路が封鎖されているため、審査請求人は、自身の所有地に進入できず、また、本件岩石採取場の安全性の確保について、実施機関に対し、問合せや行政文書の開示請求等を行っているが、明確な回答や行政文書の開示がなされていないことから、審査請求人の生活及び財産に被害が及んでいる状態であり、これは、条例第7条第3号ただし書に該当する。

(オ) 本件処分5は、条例第1条、第3条及び第7条の規定に反しており、違法である。

(カ) 以上の理由により、本件処分5を取り消す旨の裁決を求めるとともに、再度、内容を精査し、適切な内容の文書の交付を求める。

イ 反論書における主張について

令和3年4月19日現在においても、〇〇が市道上に設置されているため、審査請求人は、自身の所有地へ近付けない状態であり、これは、条例第7条第3号ただし書に該当する。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求1ないし本件開示請求5に係る行政文書の特定について

(1) 本件開示請求1について

実施機関が本件事業者に指導したのは、災害防止を目的とした本件岩石採取場への侵入防止措置であって、市道の封鎖ではなく、また、市道の封鎖について、本件事業者に対して指示・許可できる権限も、その法的根拠もないため、本件開示請求1に係る行政文書は存在しない。

(2) 本件開示請求2について

本件開示請求2に係る行政文書の探索は、担当課において行ったものであり、審査請求を受け、改めて、担当課において当該文書の探索を行ったが、開示請求書に記載されている地番に関して、採取計画変更認可申請書等を確認することはできなかった。

よって、採取計画変更認可申請書等は存在しないため、当該申請に係る審査等を行うことができないことから、実施機関による調査結果や決定通知書等の文書も存在しない。

(3) 本件開示請求3について

審査請求人は、採石法に係る条文の該当箇所の開示を求めているものと推測されるが、同法について、担当課が組織的に用い、保有している文書は、「逐条解説採石法 編集：資源エネルギー庁長官官房鉱業課」であり、当該書籍は、株式会社ぎょうせいが不特定多数の者に販売するために作成した出版物である。

また、当該書籍は市販されているほか、国立国会図書館や茨城県立図書館に所蔵されていることから、審査請求人は、容易にその内容を知ることができるため、条例第2条第2項に定める行政文書に当たらない。

(4) 本件開示請求4について

担当課は、審査請求人に対し、本件行政指導申出書の対応の結果について、面会により伝える旨の連絡をしているが、文書により伝える旨の連絡はしていない。

審査請求を受け、担当課において、本件行政指導申出書の提出があった日から本件開示請求4があった日までに作成した文書について、本件開示請求4に係る行政文書がないかどうか、改めて確認を行ったが、本件行政指導申出書に対する対応結果に係る文書を確認することはできなかったため、当該文書は存在しない。

(5) 本件開示請求5について

審査請求人は、本件採取計画に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第36条の3の規定により行った処分の求めの調査結果として、本件採取計画の認可に係る行政処分についての文書の開示を求めているものと推測される。

条例第7条第3号アの規定は、法人等の自由な事業活動等を保護する観点から、公にすることにより法人等の正当な利益を害するおそれがある情報である場合には、不開示とするものとしているところであるが、本件開示請求5は、本件採取計画の認可を受けている特定の者に係る不利益な情報であるため、同号アの規定により不開示決定を行ったことは、適切である。

また、審査請求人は、公開による聴聞制度が定められている行政処分については、条例第7条第3号アに該当しない旨主張しているが、本件開示請求5で求めていた行政手続法第36条の3の規定により申出をした処分の求めの調査結果と処分手続は異なるものであり、審査請求人の主張は認められない。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、不開示情報の該当性については上記(1)ないし(5)のとおりであり、審査請求人のその他の主張

は認められない。

2 結論

以上により、本件処分1ないし本件処分5には、違法不当な点はないと考える。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件審査請求1について

(1) 本件開示請求1に係る行政文書について

本件開示請求1に係る行政文書は、本件事業者が認可を受けた本件岩石採取場において、実施機関が当該事業者に対して、市道の封鎖（〇〇、〇〇〇〇及び〇〇による立入禁止措置）を指示又は許可することができる法的根拠を示す文書（以下「本件対象文書1」という。）であると認められる。

(2) 本件処分1の妥当性について

ア 実施機関は、当初、本件開示請求1に係る行政文書として、岩石採取場の安全管理のための指導又は助言をすることができる法的根拠を指すものと解し、法第34条の6の条文を特定した上で旧処分を行い、法の全条文を開示したところ、審査請求人が当該文書は本件開示請求1に係る行政文書ではないこと等を理由に、旧審査請求を提起した。

イ 実施機関は、旧審査請求の内容から、審査請求人が開示を求めている文書は、実施機関が岩石採取場の安全管理のための指導又は助言をすることができる法的根拠ではなく、実施機関が市道の封鎖を指示又は許可することができる法的根拠を指すものであると認識を改め、旧処分を取り消して本件処分1を行った。

ウ 道路法（昭和27年法律第180号）第16条第1項において、「市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う。」と規定されており、また、同法第46条第1項において、道路の通行を禁止し、又は制限することができる権限を有するのは、同法第12条等の規定によって道路を管理する者（道路管理者）であることが規定されている。

このことから、実施機関が市道の封鎖について指示又は許可をすることができる法的な権限又は法的根拠を有していないことが認められる。

エ したがって、本件対象文書1は存在しないとする実施機関の主張に、不自然又は不合理な点は認められず、また、これを覆すに足りる事情も認められない。

よって、本件処分1は妥当であると認められる。

(3) 付言

ア 対象文書の特定について

(ア) 本件処分1に至るまでの経緯をみるに、上記第2の1(2)のとおり、実施機関は、採石法の条文を対象文書として特定して旧処分を行ったが、旧審査請求における審査請求人の主張により、旧処分を取り消して、本件処分1に至っている。

当審査会事務局職員をして、その経緯について実施機関の職員に確認させたところ、旧処分の際は、市道の封鎖については考慮せず、採石業者に対して立入禁止措置を指示又は許可をすることができる法的根拠が対象文書であると解釈し、旧処分を行ったとのことであった。

(イ) 実施機関においては、情報公開制度を適正に運用するために開示請求を行った者の協力が必要となる場合もあることから、今後は、可能な限り、開示請求を行った者との意思の疎通に努め、開示請求書の内容に不明な点がある場合は、その趣旨を確認することが望まれる。

イ 文書等の適切な引継ぎについて

審査請求人は、上記第3の2(1)イ(エ)のとおり、実施機関の市道の封鎖についての回答は担当者が替わった令和2年度から異なるようになった旨主張しているのに対し、実施機関は、実施機関には市道の封鎖についての指示や許可を行う権限はない旨主張しているところ、当時のやり取り等の詳細については、当審査会が実施機関に求めた実施機関の職員による口頭説明の際に、実施機関の職員から、当時の状況を把握している職員が異動しているため正確な確認は困難である旨の発言があった。

実施機関においては、適切に記録を作成し、後任の担当者等に引継ぎを行っていくことが望まれる。

2 本件審査請求2について

(1) 本件開示請求2に係る行政文書について

本件開示請求2に係る行政文書は、本件採石業者が、本件岩石採取場における岩石の採取について提出したとされる採取計画変更認可申請書等及びそれら届出に関する実施機関の調査報告書(以下「本件対象文書2」という。)であると認められる。

(2) 本件処分2の妥当性について

実施機関は、本件開示請求2を受けた際に、採取計画変更認可申請書等

を探索し、本件審査請求2を受けて、再度探索を行ったが、採取計画変更認可申請書等を確認することはできなかったことから、これを保有しておらず、採取計画変更認可申請書等に係る調査結果等の文書についても保有していないとして、本件処分2を行っている。

この実施機関の主張に、不自然又は不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

よって、本件対象文書2を保有していないとして不開示とした本件処分2は、妥当であると認められる。

3 本件審査請求3について

審査請求人は、上記第3の2(3)ア(イ)から、実施機関が行った旧処分により採石法の条文の開示を受けた上で、本件開示請求3を行っていることが認められる。

これを踏まえて、本件開示請求3の開示請求書の文言を通常の意味において解すると、本件開示請求3に係る行政文書は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで審査請求人が実施機関に送付した質問書に対する実施機関の令和〇年〇〇月〇〇日付けの回答書における「〇〇〇〇」の4つ目の回答において、「十分に対応できておりません」と述べている状況であっても、実施機関が、なお、認可の条件を満たしていると判断することができる法的根拠及びこのような判断を行った内容が示されている文書であると解される。

しかし、実施機関は、上記第4の1(3)のとおり、「審査請求人は、採石法に係る条文の該当箇所の交付を求めているもの」との推測のもと、採石法の条文を特定し、本件処分3を行っている。

よって、本件開示請求3に係る行政文書の特定に瑕疵があるものと認められることから、実施機関は、本件処分3を取り消し、審査請求人に対して、本件開示請求3の趣旨を確認した上で、改めて、本件開示請求3に係る行政文書を特定し、開示決定又は不開示決定を行うべきである。

4 本件審査請求4について

(1) 本件開示請求4に係る行政文書について

本件開示請求4に係る行政文書は、〇〇市〇〇〇〇〇〇番地における岩石の採取について、本件行政指導申出書の提出があった日から本件開示請求4があった日までに実施機関が作成又は取得した、当該申出書の提出を受けて実施機関が対応した結果が分かる文書(以下「本件対象文書4」という。)であると認められる。

(2) 本件処分4の妥当性について

ア 実施機関は、上記第4の1(4)のとおり、審査請求人に対し、面会して伝える旨の連絡はしているが、文書で伝えるとは連絡しておらず、また、本件審査請求4を受け、改めて本件対象文書4の探索を行ったが、当該文書を確認することはできなかったことから、本件対象文書4は存在しないとして、本件処分4を行っている。

イ これに対し、審査請求人は、上記第3の2(4)ア(イ)及び(ウ)のとおり、実施機関から当該申出を受けた対応の結果については面会により伝える旨の連絡があったと主張するとともに、本件処分4の理由によれば、実施機関は当該文書を作成していないにもかかわらず審査請求人の来庁を求めたことになるが、そのようなことは常識的に考え難く、当該文書は存在していなければならない旨主張している。

しかし、その後、審査請求人は、同イのとおり、実施機関が当該文書は存在しないとして本件行政指導申出書に係る対応の不作为を認めているため、反論はない旨主張をするに至っている。

ウ このことから、当該文書は存在しないことについて審査請求人及び実施機関の間に現在は争いがないものと認められ、本件処分4は、妥当であると認められる。

5 本件審査請求5について

(1) 本件開示請求5に係る行政文書について

本件開示請求5に係る行政文書は、本件岩石採取場において、岩石の採取を行っていた本件事業者に係る「「行政処分の求め」申出書」(以下「本件行政処分申出書」という。)に対する実施機関の対応の結果が分かる文書(以下「本件対象文書5」という。)であると認められる。

(2) 本件処分5の妥当性について

ア 実施機関は、本件行政処分申出書の提出及び対応の事実の有無に係る情報(以下「本件存否情報1」という。)は、本件存否情報1が記載された行政文書が存在しているか否か答えるだけで、条例第7条第3号アに係る不開示情報を開示することになるとして、本件処分5を行ったことが認められる。

イ 条例第7条第3号においては、不開示情報として、法人その他の団体(県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下同じ。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、同号ア及びイに掲げるものを不開示情報として規定されており、同号アにおいては、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するお

それがあるものが掲げられている。

ウ 実施機関は、当審査会が実施機関に求めた実施機関の職員による口頭説明の際に、実施機関の職員から、本件処分5より前の本件行政処分申出書が提出された時点において、既に本件事業者から採石法第32条の8の規定に基づく廃止の届出がなされており、同法の採石業者には当たらない旨説明があったことから、当審査会事務局職員をして、関係文書を確認させたところ、本件事業者から実施機関に対し、本件処分5が行われた時点より前の令和〇年〇〇月〇〇日付けで「採石業廃止届書」が、また、同年〇〇月〇〇日付けで「岩石採取廃止届書」がそれぞれ提出され、本件事業者については、実施機関の「採石業者登録台帳」から消除されていることが確認された。

エ その上で、本件存否情報1の条例第7条第3号ア該当性について検討すると、本件処分5が行われた時点で本件事業者は既に採石業を廃止し採石業者登録台帳から消除されていること、採石業の廃止については「将来再開の意思なく、採石事業活動をやめること」であると解されていること（逐条解説採石法（資源エネルギー庁長官官房鉱業課編集））、また、本件事業者が採石業の廃業後に採石業以外の事業を営んでいると認めるに足りる事情は認められないことから、本件存否情報1を開示することにより、事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが生じるとは認められず、本件存否情報1が条例第7条第3号アに該当するとは認められない。

オ しかし、上記ウ及びエのとおり、本件処分が行われた時点で本件事業者は採石業を廃止していた上、本件事業者が採石業の廃止後に採石業以外の事業を営んでいると認めるに足りる事情は認められないことから、本件事業者は、本件処分5の時点で、そもそも事業を営む個人ではなくなっていたものと考えられる。

そして、実施機関は、採取計画を認可した岩石採取場については、当該認可が効力を有している間、茨城県公式サイトにおいて「業者名」、「代表者名」、「住所」、「電話番号」、「採取場の所在地」等の情報を公表していること及び土地の全部事項証明書には所有者の氏名が記載されていることから、それらの情報との照合可能性等を踏まえると、本件対象文書5の存否を明らかにした場合、事業を営む個人ではなくなった特定の個人について、廃止した採石業に関し、行政処分申出書が提出されたという過去の事実の有無（以下「本件存否情報2」という。）を開示することとなるから、本件存否情報2は、条例第7条第2号において不開示情報として掲げられている個人に関する

る情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)に該当するものと認められる。

カ 次に、本件存否情報2が、条例第7条第2号ただし書のアないしウのいずれかに該当するか否かについて検討すると、まず、本件存否情報2は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書アに該当するとは認められない。

また、本件存否情報2は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると判断すべき特段の事情を有するとは認められないことから、条例第7条第2号ただし書イにも該当するとは認められず、さらに、特定の個人が公務員等に該当するとは認められないことから、本件存否情報2は、条例第7条第2号ただし書ウにも該当するとは認められない。

キ したがって、上記オ及びカから、本件存否情報2は、条例第7条第2号の不開示情報に該当すると認められる。

ク 次に、本件存否情報2の条例第10条該当性について検討すると、同条においては、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることとされている。

これを本件についてみるに、上記オないしキのとおり、本件存否情報2は、条例第7条第2号の不開示情報に該当するところ、本件対象文書5が存在しているか否かを答えるだけで、同号の不開示情報に該当する本件存否情報2を開示することとなることが認められる。

ケ よって、実施機関が、本件存否情報1は条例第7条第3号アに該当するとして本件処分5を行った点については、必ずしも妥当とはいえないものの、結論においては、本件対象文書5の存否を明らかにせずに不開示決定を行ったことは、妥当と認められる。

6 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、本件処分1ないし本件処分5に係る判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

7 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和3年6月23日	諮問受理
令和4年1月11日	審査（令和3年度第4回審査会第二部会）
令和4年2月16日	実施機関による口頭説明 （令和3年度第5回審査会第二部会）
令和4年5月27日	審査（令和4年度第2回審査会第二部会）
令和4年7月29日	審査（令和4年度第4回審査会第二部会）
令和4年8月24日	審査（令和4年度第5回審査会第二部会）